

特例猶予の申請方法について

- (1) 特例猶予は各期ごとに申請が必要です。猶予が認められる期間は、各期の納期限から1年間です。
- (2) 申請手続きは、関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）、又は、各期の納期限（納期限が延長された場合は延長後の納期限）のいずれか遅い日までに行ってください。
- (3) 収入や現預貯金の状況が分かる資料（売上帳、現金出納帳、給与明細書、預金通帳のコピー、財産収支状況書など）の添付が必要ですが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。
- (4) 近接した時期（2カ月程度）に他の機関（税務署、年金事務所、鳥取県、他市町村等）から特例猶予が許可された方は、他の機関の許可通知書や申請書のコピーを添付することにより、資料に変えることができます。（※申請書記入例3参照）
- (5) 申請書は郵送でも受け付けます。ダウンロードした徴収猶予申請書に必要な事項を記載のうえ、(3)の資料等を添付して郵送してください。

◎申請書の提出先及びお問合せ先

境港市役所収税課

〒684-8501 境港市上道町3000番地

電話 0859-47-1020